

## 個人情報と閲覧利用

—埼玉県立文書館における指定文書制度の紹介を通じて—

白井哲哉

### 一 課題設定

本稿は、個人情報を有する文書館資料を閲覧利用に供しようとする際の課題と方法につき、埼玉県立文書館における指定文書制度を通じて考えようとするものである。はじめに本テーマにかかる研究史と論点の整理をおこない、さらに現状における問題点を提示した上で、本稿の課題を設定する。

### (1) 研究史

文書館資料に含まれる個人情報をどう取り扱うべきか、その研究史は決して豊かとは言えない。従来、そもそも閲覧提供が不適切と思われた文書は、古文書（民間資料）であれ公文書であれ、各館の判断により閲覧が認められなかつたからである。この状況を変えたのは、まず情報公開法制、そして一九九〇年代に進んだ個人情報保護法制の導入である。したがつてその議論は、主に公文書の公開・非公開をめぐつて展開された。

まず水口政次氏は、東京都における情報公開制度と公文書館の方に関する考え方をまとめ、公文書館を情報提供施設として位置づけた。<sup>(1)</sup>その後小暮隆志氏は、公文書の公開と情報公開制度及び個人情報保護制度との関係を考察した。そして、前者では文書館資料を情報公開制度の適用除外として独自の利用制限基準を設けること、後者では「非閲覧の指定およびその解除は慎重の上にもさらに慎重を期する必要がある」ことを論じた。<sup>(2)</sup>また佐藤隆氏は、秋田県公文書館が実施した閲覧制限アンケートの結果から非公開基準の必要を唱えた。そして、非公開基準で閉鎖対象と閉鎖（解除）年数の規定が必要なこと、「プライバシーにあたるかどうか」が基準になること、個人の生死や「比較衡量的な考え方」から閉鎖期間を一〇〇年、五〇年、三〇年などに設定することなどを論じ、各館における非公開基準の統一化などを今後の課題とした。<sup>(3)</sup>

さらに京都府総合資料館では、平成八年（一九九六）に制定された個人情報保護条例と従来からの公文書閲覧制度との調整を重ね、平成九年（一九九七）三月に「行政文書に含まれる個人情報の取扱要綱」

を施行した。これには別表「閲覧制限期間の基準一覧表」が付され、「個人情報の取り扱いを非公開期間の年数により定める」という方法は日本でまだ事例がない<sup>(5)</sup>。当時において、大きな反響を呼んだ。その縁を報告した渡辺佳子氏は、「最終的に目指すものは、提供できる資料、一定期間提供できない資料を誰もがわかるようにし、運用することである」と主張している。

京都府の試みは、その後国立公文書館はじめ全国の文書館施設の参考となつた。その一方、「慎重の上にもさらに慎重を期す」べき非公開基準の設定には、早くから重要な問題が提起されている。梅村郁夫氏は、「プライバシー保護」が文書移管・公開拒否の論理になりつつあるとして、「文書館は民主主義の原点・パロマーテーである」とい

う原点を見据えない安易な非公開基準の設定へ警鐘を鳴らした。そし

て、文書館施設が「基本的人権の伸長に寄与する姿勢を確立する」必要を唱え、具体的には文書館自身の姿勢・ポリシーの確立、利用者への働きかけ、社会に対する働きかけの、三つの視点を指摘した<sup>(6)</sup>。この梅村氏の主張は、日本社会に今なお根強く残る同和問題など人権侵害の現状を踏まえた上で、その解決に向けた文書館施設の取り組みを求めたものである。

前述のとおり、従来の議論は専ら公文書を対象として古文書には及んでいない。しかし周知の通り、古文書にも日本社会における人権侵害の歴史を記録するものが少なからず存在し、その内容も公文書の非公開基準と共に通する部分がある。公文書と古文書を一体的に収蔵して

閲覧提供する文書館施設としては、両者を共通の土俵に乗せた取扱基準を定めるのが望ましいだろう。なお最近では、長期間を経た個人情報を保護する必要はなく、提供した資料で利害衝突や人権侵害があつた場合は当事者同士で争うべきとの主張も出されている。<sup>(8)</sup>これについては、文書館業務に携わる者へ「基本的人権の伸長に寄与する姿勢」を求める、梅村氏の主張を重く受け止めるべきと考える。

## （2）現状と課題

さて、二一世紀初頭は、後世に日本の公文書館活動、そして歴史資料保存利用運動にとって、一つの大きな画期になつたと評価されるかもしれない。

周知の通り、平成二三年（1991年）四月一日から情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）が施行され、同一五年（1993年）五月三〇日から個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）が一部施行された。二つの法律は、一九八〇年代以降に地方政府で進展した、「知る権利」と「プライバシー」の意識に基づく情報公開及び個人情報保護の条例化の流れを、国家レベルで法制化したものである。戦後歴史資料保存運動に即して言えば、この間に、公文書の歴史的価値の発見から、非現用公文書の保存と公開、さらに現用公文書の管理と公開へ、その関心は展開した。そして現在、文書館はそれらの機能を担う施設として、国及び自治体の説明責任を果たす「記憶装置」<sup>(9)</sup>の位置を獲得しようとしている。

その一方で古文書は、閲覧利用の現場に即して言えば、学問研究の自由と閲覧者個人の良心に任せた利用が続いている。それは反面で、それらの歴史資料にかかる家・個人・団体の「プライバシー」につき、必ずしも自覚的であったとは言い難い。それゆえ文書館施設は、「知る権利」と「プライバシー」の意識に基づく法制が整備されたいま、個人情報へ配慮した新たな閲覧利用のあり方を模索する必要に迫られていると言えよう。

文書館資料は、前述の佐藤氏が指摘したとおり、情報公開及び個人情報保護の法制上で適用除外となつている場合がある。しかし、公文書であれ古文書であれ、それらが二つの法制と無縁であるわけではなく、その趣旨を汲んだ取り扱いが求められる。

古文書が適用除外となる理由は、それらが行政上の現用情報でなく、生存する個人の自己情報を含まない場合が圧倒的であるからである。また、前近代における公文書としての古文書は、ある人物から他の人物へ情報を伝達する機能と、土地・年貢・戸口などの情報を同定する機能の、二つの大きな役割を持つていた。<sup>(10)</sup> ゆえに、前者では差

出入や受取人の居住地と人名が書かれ、後者では台帳上で各個人に関する土地・年貢・戸口などの情報が列挙される。ここで個人情報保護法の基準を機械的に適用するなら、後述する「時の経過」を考慮しない限り、その大半が閲覧停止になるおそれがある。

もちろん、これまでの調査研究の成果や「知る権利」の保証を考えれば、前述の梅村氏が主張する通り、個人情報への新たな配慮が閲覧

利用を著しく制限する結果をもたらすのは望ましくない。しかしながら、従来からの閲覧利用の実態も、現状において全く問題なしと言えない。では、今後何をどう考え、どうすべきなのか。

埼玉県立文書館には、現在、人権侵害のおそれのある文書を指定して閲覧を制限するとともに、人権教育推進の観点からこれを限定的な閲覧に供するための、指定文書制度が存在する。これは開館当初からの制度だが、現在の姿は幾多の変遷を経た結果である。以下では、まず表1「埼玉県立文書館の指定文書制度に関する略年表」に基づき、制度の沿革と経緯及び問題点を検討する。続いて他の文書館施設における現状を参考しつつ、解決の方向性と今後の展望を考えたい。

なお、行論の関係上、以下では人権侵害につながるような旧身分の呼称を表記することがあるが、人権侵害の歴史的事実を前提とするため、あえて表現を変えていない。この点、御了承を願いたい。また、特に断りのない限り、出典は『埼玉県立文書館紀要』第一三号の「特集・文書館の三〇年」及び埼玉県立文書館の行政文書である。

## 二 埼玉県立文書館の指定文書制度

### ア 制度の成立 (1) 沿革と経緯

埼玉県立文書館は、昭和四四年（一九六九）四月に埼玉県立図書館（現埼玉県立浦和図書館）の一課（文書課）として出発した。その設

表1 埼玉県立文書館の指定文書制度に関する略年表

年 代 (西暦)	関 係 事 項
昭和38年（1963）頃	県庁の文書庫容量が問題化し、戦前期の県行政文書の廃棄が検討される。
40年（1965）12月	県内の地方史研究団体や図書館関係団体から、文書館の開設に関する請願が県へ出される。
41年（1966）8月	県立図書館において、文書館建設案の検討を開始。
42年（1967）9月	総務部学事文書課と県立図書館の間で「行政文書管理委任要領」を協議、知事の指定した文書は一般閲覧を禁止（第4条）。
44年（1969）4月	県立図書館文書館設置。「指定文書に関する細則」施行。
6月	閲覧業務開始。
12月	初の指定文書決裁。
48年（1973）2月	「鈴木家文書」の寄託につき所蔵者から申出。
4月	12日、「鈴木家文書」寄託契約。14日、文書課長から「管理委任文書のうち知事の指定する文書について」4項目の通知。
50年（1975）2月	10日、『鈴木家文書目録』刊行。21日、「指定文書の一部公開利用について」教育長決裁。
4月	県立浦和図書館から独立し、埼玉県立文書館開館。
52年（1977）3月	史料集『鈴木家文書 第1巻』刊行（全5巻、54年まで）。
8月	「指定文書に関する細則」改正施行。
58年（1983）6月	埼玉県情報公開条例施行。行政文書公開の合否判定は、公文書センターで一括対応。管理委任分の県行政文書（第1種）を指定文書から除外、有期限廃棄文書（第2種以下）及び古文書は従来通り。
平成元年（1989）12月	民間に所在する壬申戸籍控の取り扱いについて、浦和地方法務局へ相談。
2年（1990）1月	壬申戸籍控の取り扱いについて浦和地方法務局と協議。文書館における保管措置方法を定める。
6年（1994）10月	埼玉県個人情報保護条例施行、文書館収蔵文書は適用除外。
9年（1997）10月	情報公開制度に基づく行政文書公開の合否判定を原課対応に変更、文書館における行政文書閲覧は「情報提供」。
10年（1998）9月	「指定文書の一部公開利用について」一部改正、指定基準を「人権侵害のおそれがある」ものに限定。
13年（2001）4月	埼玉県情報公開条例の全面改正による施行、文書館収蔵文書は適用除外。「文書館資料の利用に関する基準」施行、第4条「利用の制限」規定。

立には二つの大きな要因があつた。一つは、昭和三八年（一九六三）頃に、県庁本庁舎の文書庫に保存されていた戦前期行政文書の廃棄が検討されたことである。このときは、当時の埼玉県議会史の関係者の手で、行政文書を議会事務局の図書室へ移して廃棄を免れた。もう一つは、図書館関係者及び地方史関係者による歴史資料保存機関としての文書館設立運動である。こうして昭和四一年（一九六六）八月には、県立図書館内で文書館建設案の検討が開始された。

指定文書制度に関する動きが最初に見られたのは、翌昭和四二年（一九六七）九月である。このとき、文書館設立の趣旨に則つて県行政文書第一種文書の管理を埼玉県立図書館長へ委任する「行政文書管理制度要領」が協議された。これは全五条からなるが、第四条（行政文書の閲覧の禁止等）では、「図書館長は、管理の委任を受けた行政文書のうち知事の指定した文書については、一般への閲覧は禁止するものとする。」と規定している。この行政文書の閲覧禁止条項が、後の指定文書制度への出発点である。

その後、文書館設立時に改正された「埼玉県立図書館管理規則」に基づき、昭和四四年四月一日から「指定文書に関する細則」（以下、「細則」と呼ぶ。）が施行された。次にその全文を掲げる。

### 【資料】

#### 指定文書に関する細則

##### （目的）

第一条 この細則は、埼玉県立図書館管理規則第三十二条及び第四十

個人情報と閲覧利用（白井）

五条の規定に基づき、埼玉県教育委員会が特に指定する文書（以下、「指定文書」という。）の指定及び利用手続き等に關し必要な事項を定めることを目的とする。

##### （指定文書）

第二条 指定文書の指定基準は、次のとおりとする。

一 完結後五十年をこえない人事関係文書

二 完結後二十年をこえない行政文書

三 公開により人権侵害のおそれがあると認められる文書

2 埼玉県立図書館長（以下、「館長」という。）は前項の基準により指定文書目録を作成して埼玉県教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）の承認を得るものとする。

##### （保管）

第三条 館長は、指定文書を、埼玉県立図書館内の特に指定した場所において、厳重に保管しなければならない。

##### （利用者の範囲）

第四条 指定文書を利用できる者は、学術研究のため当該文書を利用する者で、教育長が適当と認めた者とする。

##### （利用手続）

第五条 指定文書を利用しようとする者は、様式第一号の指定文書閲覧許可申請書を館長を経由して、教育長に提出し、様式第二号の指定文書閲覧許可書の交付を受けなければならない。

##### （秘密の保持）

第六条 指定文書を利用する者は、その文書の内容について知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

#### 附 則

この細則は、交付の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

#### （様式省略）

ここで第二条に掲げられた指定文書の指定基準は、完結後五〇年未満の人事関係文書、完結後二〇年未満の行政文書、人権侵害のおそれがある文書の三点である。すなわちこの基準は、前述の「行政文書管理制度要領」を受けて、昭和二十五年（一九五〇）以降の行政文書を当分の間閲覧禁止とするものだった。また、基準の最後に人権への配慮が見られることに留意したい。この細則に基づき、同年一二月には最初の指定文書が決裁された。

#### イ 制度の確立

昭和四八年（一九七三）四月、「鈴木家文書」が寄託された。これは被差別部落の近世～近代文書群である。所有者はこれらの文書について、文書館における保存及び閲覧公開を希望されたのである。

昭和五〇年（一九七五）二月には、収蔵文書目録（当時は「近世史料所在目録」）第一集『鈴木家文書目録』が刊行され、「鈴木家文書」の閲覧利用体制は整った。その一〇日後、「指定文書の一部公開利用について」の教育長決裁がなされた。これは、指定文書のうち同

和教育（現在は人権教育）の推進に資すると判断される文書を、「細

則」第四条から第六条の規定により公開利用に供しようとするものである。なお「細則」は、昭和五一年（一九七七）八月に埼玉県立文書館細則第一号として改正施行になり、このとき第六条が削除されたと思われる。

これ以降、「細則」第一条第二項に規定する指定文書目録には、公開利用の可否の判断結果が加えられるようになつた。その理由は、「鈴木家文書」の公開により、同様な人権にかかる記載をもつ指定文書にも閲覧請求の出ることが想定されたためと思われる。ここに指定文書制度は制度上の確立をみたといえよう。

#### ウ 基準の限定

昭和五八年（一九八三）六月、埼玉県情報公開条例が施行され、管理制度分の県行政文書（第一種）も情報公開対象となつた。指定文書制度により非公開とされた文書も同じく情報公開制度の適用を受け、指定文書台帳から除外された。これ以降、指定文書の指定基準は、「細則」第二条のうち「公開により人権侵害のおそれがある」と認められる文書」に事实上限られることになる。ただし、「細則」が正式に改正されるのは、遅れて平成一〇年（一九九八）九月のことである。

#### エ 壬申戸籍の取扱い

平成元年（一九八九）一二月、県民から埼玉県立文書館へ壬申戸籍（明治五年式戸籍）の取扱いにつき問い合わせがあった。これは、戸長役場から旧町村役場へ引き継がれなかつた分の壬申戸籍について、

当時の所有者が歴史的資料として保存措置を希望するものだった。この件は、法務局との協議の結果、法務局で保管することとなつた。

周知の通り、壬申戸籍は、その前段階である明治四年式戸籍と異なり、解放令の布告を受けて身分呼称の記載を撤廃した。しかし、社会的偏見が払拭されない当時にあつては、規程に反して身分呼称を記載した事例が少なくなく、既に旧戸籍法の下でも、身分呼称の記載は「過誤」であるとして、戸籍原本及び謄抄本の作成時に身分呼称を抹消するよう指示・通達が出されていた。<sup>(1)</sup>その後、壬申戸籍は昭和四三年（一九六七）に現行の取扱いが定められている。<sup>(2)</sup>すなわち、市町村でこれを廃棄扱いにしてさしつかえないこと、廃棄後の保存について記載情報が外部に漏れないよう厳重に包装封印して保管すること、

市町村による保管が適当でないときは法務局において同様に保管すること、市町村で廃棄扱いが適当でない場合も閲覧には応じず、同様に厳重な保管措置をとること、の四点である。

埼玉県立文書館は、この時点まで壬申戸籍の取扱いに関する明確な方針を持たなかつたので、この機会に法務局との話し合いを実施した。その結果、寄贈・寄託で受け入れた古文書に含まれる壬申戸籍（控・写を含む）については、厳重に保管されていれば収蔵してかまわないとの判断を得た。これにより、平成二年（一九九〇）には、それまで取扱いの判断が保留されていた収蔵分の壬申戸籍について、収蔵文書目録に掲載することともに、指定文書の対象とする方針が定まつた。その理由は、先の県民による問い合わせの趣旨と同じく、歴史資

料としての壬申戸籍の価値を重視して、散逸・滅失させずに後世へ保存するためである。

## 才 現状

平成一三年（二〇〇一）四月、情報公開法の施行を受けて、埼玉県情報公開条例が全面改定され、それを受けて埼玉県立文書館でも「文書館資料の利用に関する基準」が施行された。このうち、第四条（利用の制限）第一項では文書館資料の利用を制限する場合が規定され、同第二項では「時の経過」に基づいてその制限解除が規定された。そして同第三項には「指定文書の利用は、『指定文書に関する細則』の定めによる」と記された。また第八条（複写の制限）第二項では、指定文書の複写の制限が記されている。

このように、埼玉県立文書館の指定文書制度は、当初は情報公開制度整備以前における行政文書の閲覧制限措置として成立し、「鈴木家文書」の寄託及び閲覧公開を機に制度的な確立をみた。その後、情報公開条例の成立により、管理委任分の県行政文書（第一種）が除かれた結果、指定文書の基準は「人権侵害のおそれがあると認められる文書」に事実上限られ、それらの閲覧制限及び限定利用の制度として今日に至る。

### （2）運用の実際—指定と利用—

それでは、現状において指定文書制度はどのように機能しているか。表2「指定文書に関する数値」を参照しながら確認していこう。

表2 指定文書に関する数値(平成16年1月15日現在)

指定文書総数	756点
うち指定解除済	84点
残り	672点
 現在の指定文書(672点)内訳	
種類	
古文書	650点
行政文書(歴史資料)	9点
複製本	13点
内容	
門地に関するもの	661点
病歴に関するもの	4点
犯罪歴に関するもの	6点
その他	1点
取扱い区分	
限定利用に供するもの	614点
当分の間非公開のもの	58点
(非公開のうち壬申戸籍関係	21点)

平成一六年(二〇〇四)一月一五日現在で、「細則」第二条第二項で規定する指定文書台帳に記載された指定文書は七五六点ある。そのうち、昭和五八年(一九八三)六月に指定解除となつた県行政文書(第一種)の八四点を除いた、計六七二点が現在の指定文書の総数である。内訳を見ると、その種類は、古文書が全体の九割以上を占めている。残りは、館外に所在する埼玉県関係の古文書をマイクロフィルム

で収集した複製本と、県行政文書のうち歴史資料として収集した第二種以下の有期限文書である。内容について、先に述べた「文書館資料の利用に関する基準」第四条第一項に規定する情報類型に基づいて整理すると、門地に関するものが圧倒的に多い。病歴及び犯罪歴に関するものは、近年指定するようになつたため少なく、しかも全て近代の文書である。取扱い区分は、先に述べた「指定文書の一部公開利用について」の教育長決裁に基づき、「限定利用に供するもの」と「当分の間非公開のもの」に区分されている。前者が約九割で、後者は約一割、後者のうち壬申戸籍関係は約三分の一である。総じて指定文書は、古文書の中の門地に関する文書がほとんどで、その大半が限定利用に供されていると言えよう。

現在、指定文書の閲覧は、他の閲覧者の目に触れないよう別室(特別閲覧室)でおこなつてある。そして閲覧者に対し、知り得た秘密を他に漏らさないこと、目的外使用(申請した調査研究以外の使用)の禁止、調査研究成果の公表時ににおける事前連絡、人権上の問題が生じたときの責任負担、の四点を遵守するよう要求している。また、閲覧に際しては写真撮影やコピーなどの複写を認めず、筆写のみを許可している。

指定文書の利用実績は、平成五年(一九九三)以降の一〇年間で五件の利用申請書が提出され、すべて「細則」及び「指定文書の一部公開利用について」に基づいた許可が出されている。利用目的としては、近世被差別民史にかかる学術論文執筆が多い。

### (3) 問題点

以上、指定文書制度の経緯と現状について簡単にまとめてきた。そこで当館の現状において問題と思われる点を検討していきたい。

#### ア 規程上の位置

前述の通り、指定文書制度は開館時からのものだが、現在では「文書館資料の利用に関する基準」と並置する関係にあって「細則」との十分な整合性が図られているとは必ずしも言えない。この点、新たなる規程の整備に十分整合したかたちに切り替えていく必要があるだろう。具体例として、「文書館資料の利用に関する基準」第四条第二項には利用を制限する経過年数を記した別表があり、そこに制限すべき情報類型が示されている。これらの情報類型を、従来の指定文書の指定実績と照応しつつ、システムにおいて両者の整合性を図ることが考えられる。

#### イ 指定基準

現在、「細則」で規定される指定基準は、「公開により人権侵害のおそれがあると認められる文書」のみで、事実上門地にかかる内容の文書を指定してきた。しかしながら、近年では病歴や犯罪歴に関する文書を指定しているように、現在の社会的通念に照らして留意すべき情報を確認する必要がある。この点、前述した「文書館資料の利用に関する基準」第四条第二項の別表における記載とあわせて検討を加えるべきだらう。

また、現在は「限定利用に供するもの」と「当分の間非公開のもの」の区分があり、近代文書で個人の姓や居住地番が明記される文書及び絵図を「当分の間非公開のもの」としている。後述する指定解除の問題と併せ、この基準も再検討する必要があるだろう。

#### ウ 指定作業

現在、指定文書の確認は、文書目録作成の段階でおこなわれている。すなわち、古文書の場合、一点ごとの目録情報をカード化する際に内容を見るので、そこで指定基準に該当するものをチェックしている。だが、たとえば冊文書の中の細かい記載にチェックすべき内容があつても、残念ながらそこで全部確認できるとは限らない。そこで閲覧室で出納請求があつたときに、文書の状態確認と併せて内容を点検している。この点、文書整理の担当職員や出納の担当職員に、指定文書に対する十分な知識が求められよう。

#### エ 指定解除

現在の「細則」に指定解除の規定はない。また、「当分の間非公開のもの」に区分された文書が、将来に何らかのかたちで利用に供される道も現在は開かれていない。前述の通り、指定文書は厳重に管理されるべき個人情報の内容を含むため、当初は指定の解除を前提としたかったことは明らかである。日本社会の現状を見ても、指定文書が解除されるべき水準に達しているとは言い難い。しかし、情報公開の趣旨からすれば、遠い将来になるとしても利用に供される道筋をつけるべきである。また、制度改訂などの理由で指定を解除する場合に備え

て、解除のルールを定めることも求められよう。

#### オ 目録記述

埼玉県立文書館の文書目録は、公開文書の目録ではなく「収蔵文書目録」である。すなわち、閲覧利用の可否にかかわらず、目録には整理が終了した文書群の情報が網羅されており、その中には指定文書も当然掲載されている。これは、目録で文書群の全体像を提示しようと意図であり、人権侵害の歴史的事実を覆い隠さない立場もある。

しかしそこで、例えば「○○村穢多宗門人別帳」の文書名を目録上でどう表現すべきかについては、残念ながら未だ方針が統一されていない。人権侵害の歴史的事実を銘記するためあえてそのまま表記すべきか、あるいは、その文書名が掲載されることで現在の関係する人々の人権を侵害しないため、正式な文書名を伏せて補題を与えるべきか。

この問題は、目録情報の電子化が進む現在、別の問題を発生させている。目録情報をデータベース化すると、例えば「○○村穢多宗門人別帳」など人権侵害を引き起こすような文言が含まれている場合、それで語彙検索が可能なのである。もしもこの目録情報をそのままインターネット上で公開すれば、印刷目録の段階では想定できなかつた新たな人権侵害を起こす要因になりかねない。いざれにしても、現状の目録記述方針は再検討の時期にきたと言つてよいだらう。

#### カ 閲覧方法

指定文書の閲覧は、現物の文書を直接閲覧してもらつてている。近世

被差別民史にかかる研究を目的として、全文を解読する閲覧者がほとんどだが、全く別の研究目的による申請もある。ここで、例えば一年分の日記の中に、指定文書の基準に該当する一日分の記述がある場合も、現状では一冊全部を指定文書としている。そのため、その部分の記述を必要としなくとも、現状では「指定文書利用許可申請書」の提出を要求している。

この点、行政文書ではマスキングの手法を取り、一点の簿冊の中で非公開部分に袋掛けをした形式の閲覧を実施しているが、古文書では実施していない。もちろん、「○○村穢多宗門人別帳」のように、文書の内容によってマスキング 자체が無意味なものもあるが、今後は幅広い利用を実現する観点からの見直しも求められよう。

#### キ 自己情報

指定文書制度は、利用許可申請者の立場により取扱いを変えること

を想定していない。したがつて古文書の場合、寄贈・寄託者の請求であつても、現状では「細則」に則った基準と手続きによつて取り扱うこととなる。その場合、「細則」第四条で規定する「学術研究」以外の利用目的、例えば先祖の確認などは許可されない可能性がある。<sup>(13)</sup> ところで近年、死者の個人情報をめぐる取扱いが議論を呼んでいたが、主張される一方、「死者の名誉」も提起されている。これらの議論を踏まえ、指定文書における自己情報の取扱いを改めて考えてみたい。なお、指定文書の大半は明治期までに作成された古文書なの

で、「死者の個人情報」についても併せて検討する。

個人情報保護法制において、個人情報の開示請求ができるのは本人のみであり、「死者の個人情報」は原則として開示請求の対象にはならない。しかし、「請求者自身の個人情報でもあると考えられるもの及び社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係があるものについては、条例に基づく開示請求の対象として認められる」との考え方<sup>(14)</sup>が提起されている。その一方、「死者にて認められる」との考え方<sup>(15)</sup>が提唱されている。過去・現在・未来にわたる「記憶装置」として他人に知られたくない情報<sup>(16)</sup>すなわち『死者の名誉』について検討の必要が指摘されている。

ここで、壬申戸籍関係の指定文書に対し自己情報の開示請求が出されたと仮定しよう。個人情報保護法制の上では、明治五年（一八七

二）段階で生存した人は既にいないので、これは「死者の個人情報」に該当する。そして、例えば祖父母もしくは曾祖父母等の個人情報が「請求者自身の個人情報」か、「社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある」か否かで判断することになる。門地の問題は、後者に該当すると考えることはできよう。

だが、壬申戸籍では、姓名・居住地・職業・旧身分呼称が一揃いで記載されている場合があり、これが從来から人権侵害を引き起こしてきた。しかもこのような文書は、近世以来の旧村（現大字）単位で作成されたため、請求行為 자체が門地に関する情報となる可能性がある。もちろん、その地名は一〇〇年以上前のもので現行と必ずしも一致しないが、地元地域で今なおそれは判明するし、各種地名辞典など

の整備によつて遠隔地からの検索も可能になつてきた。これらは前述した旧戸籍法下の対応を確認するまでもなく、「死者にとつて他人に知られたくない情報」であるとともに、現在にも新たな人権侵害を引き起こしかねない。そうならば、人権教育の推進に資するという「指定文書の一部公開利用について」の趣旨にも反しよう。

そして、万一、閲覧利用の結果として人権侵害事件が起きたとき、いくら自己責任を主張したところで、それを閲覧提供した側の責任は回避できるのだろうか。過去・現在・未来にわたる「記憶装置」としての文書館施設にとって、少なくとも「基本的人権の伸長に寄与する姿勢」からの道義的責任は免れないのではないか。

以上の検討から、本稿では、指定文書における「死者の個人情報」を含む自己情報の開示請求は受け付けることができないと結論する。但し、これらの趣旨及び手続き等につき、利用者に対して説明責任が果たせるようにする必要がある。

#### ク その他

現行の指定文書利用許可申請書の様式を見ると、いかにも下意上申的で今日の社会的通念にそぐわない感がある。また、当初は利用目的を学術研究しか想定しなかつたのか、「利用目的」とすべき記入欄が「調査研究の主題」と命名されている。実際は、県内中学校向けの人権教育用副読本にも使用されているから、再検討すべきだろう。

### 三 他館における状況

たる。また、実際の規定を見ると、おおむね次の二つの表現に分けることができると思われる。

#### 【資料2】

（利用に供しない文書等）

ここでは、前章で検討した問題解決の上で参考とするため、他館における取り組みを紹介していきたい。これらの事例は、当館の指定文書制度と異なり情報公開法成立後の制度であるので、さまざまに示唆を受けることができるだろう。

#### （1）規程集にみる傾向

以下では、管見に入った他館の規程集から、文書の利用制限に関する規定を抽出して比較検討を試みる。参照したのは下記の事例である。

- ・（栃木県立文書館）「文書の利用の制限に関する基準」（昭和六一年九月一〇日決裁）

#### 〔徳島県立文書館利用規程〕（平成二年一一月三日施行）

- ・「新潟県立文書館規則」（平成四年四月一日施行）

#### 〔秋田県立文書館規則〕（平成六年三月二八日施行）

- ・「秋田県公文書館閲覧利用要綱」（平成一一年八月一日施行）
- ・「長野県立歴史館資料取扱要綱」（平成一三年四月一日施行）

これらの規程を見る限り、およそ二つの傾向が指摘できる。一つは利用の制限を管理規則で定める場合で、もう一つは要綱・要領・基準等で定める場合である。ちなみに、埼玉県立文書館の場合は後者にあ

#### 【資料3】

（利用に供しない文書等）

第七条 文書等のうち、次の各号に掲げるものは、館長が特に必要と認める場合を除き、その全部又は一部を利用に供しないものとする。

- 一 個人若しくは団体の秘密保持のため、又は公益上の理由により利用に供することが不適当なもの
- 二 整理上又は保存上支障があるもの
- 三 寄贈又は寄託を受けた文書等の利用に関して、寄贈者又は寄託者が条件を付したもの

#### 〔資料3〕

#### 文書の利用の制限に関する基準

##### （趣旨）

第1条 この基準は、栃木県立文書館管理規則第6条の規定に基づき、文書の利用の制限について必要な事項を定めるものとする。

##### （利用に供することが不適当な文書）

第2条 特別の理由により利用に供することが不適当な文書は、次のとおりとする。

- (1) 利用に供することにより人権侵害のおそれがあると認められる文

(2) 法令又は通達等により利用について制限のある文書

2 館長は、前項の文書について、特に厳重に保管するものとする。

(特約による制限)

第3条 寄贈文書、寄託文書及び収集史料で利用に関し特約がある場合は、館長は、その特約事項に基づき利用を制限することができ

る。

(以下略)

【資料2】は「新潟県立文書館規則」の抜粋で、【資料3】は栃木県立文書館の「文書の利用の制限に関する基準」のほぼ全文である。

両者で大きく異なるのは、利用制限にかかる最初の要件で、前者では「個人若しくは団体の秘密保持のため、又は公益上の理由」とあり、後者は「人権侵害のおそれ」とある。前者のほうがより広い内容を含むと言えるだろう。ちなみに、埼玉県立文書館の場合は後者にあたる。

また、前者では条文中に「館長が特に必要と認める場合を除き」という例外規定があるが、後者にはそれが見られない。したがって後者の場合、利用を制限した文書は閲覧の道が閉ざされていると言える。ちなみに、埼玉県立文書館の指定文書制度は、前者を制度化したものである。このほか、行政文書に対しても、『時の経過』に基づく利用制限の解除規定をもつ館があるので、古文書に対する利用制限へ解除規定を設けた例は、管見の限り確認できなかつた。

## (2) 取り組みの実際

以上のような状況を踏まえ、二つの文書館施設における取り組みを紹介したい。

### ア 神奈川県立公文書館

神奈川県立公文書館は、「神奈川県立公文書館条例」第五条で閲覧の制限を明記し、「神奈川県立公文書館条例施行規則」第四条第一項で個人情報の制限を規定する。その解釈については、「公文書館資料は、原則として閲覧に供し、公開されるべきものである」としながらも、「個人情報の保護等の理由により」、「現用の時には非公開または一部非公開のものであつたものがあるので、現用でなくなつても、なお例外として閲覧を制限せざるを得ないものがある」とする。そして、「古文書等についても、同様の考え方方に立つて判断することは、いうまでもない」と述べる。<sup>[16]</sup>

そして第四条第一項関係で、実際に閲覧を制限すべき判断の参考とするため「留意事項一覧」が作成されて八つの内容が示され、ここで最後に「古文書その他の私文書等」が掲げられている。そこで示された資料の具体例及び留意事項(「→」の後)を次に抜粋しよう。<sup>[17]</sup>

### 【資料4】

- ・壬申戸籍関連文書、宗門人別帳、系図、助左衛門文書等社会的身分関連資料

→①当該個人の生存・死亡の別、②調査内容の遺族子孫等と

の共有性の程度、③調査内容の時の経過による社会認識の変化及び風化等（時の経過による社会流動及び風化等による個人及び場所の特定化の状況の正確な把握）

- ・小作証文、質地証文、金子借用証文、食売女奉公人請状等経済雇用関係資料

#### ・村八分、詫び状及び犯罪歴等社会生活関係資料

↓原則として非制限（ただし、当該個人が特定できる場合は、

- ①当該個人の生存・死亡の別、②調査内容の遺族子孫等との共有性の程度、③調査内容の時の経過による社会認識の変化及び風化等）

これによれば、古文書において閲覧制限の判断が主に求められるのは「社会的身分関連資料」、すなわち「利用に供することにより人権侵害のおそれがあると認められる文書」である。<sup>(18)</sup>

「社会生活関係」の資料は、言わばケース・バイ・ケースで判断することになるだろう。このように「留意事項」の形であれ、古文書における利用制限の判断基準を具体的な内容によって明記した例は、管見の限り他に見られない。また、「時の経過」を踏まえた柔軟な判断が可能になっている点も注目すべきである。

#### イ 東京都公文書館

東京都公文書館では、平成一四年一二月一七日に「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」を公告し、同年四月一日に施行した。その第二条第一項及び第三項では公文書等の一般利用制

限が規定され、第四項では制限解除が規定されている。

その第一条第四項関係として、別に「東京都公文書館における公文書等の利用制限解除に関する取扱要綱」が同日付で施行された。ここでは第二条で、『時の経過』を踏まえて個人情報の種類に応じた経過年数を別表として規定する。経過年数後の制限解除の取扱いについては、第三条で「当該個人情報の具体的な内容や記録された当時の状況、利用の目的等を総合的に勘案してその要否を判断するものとする」とある。すなわち、経過年数以前は公文書等の一般利用が制限されるが、それが経過年数後に直ちに利用に供されることを意味するのではなく、常に「総合的に勘案」するよう規定されている点に注目したい。その理由は、何よりも「人権侵害のおそれ」を回避するためである。

ところで、東京都公文書館は多数の近世江戸絵図を所蔵しており、マスコミをはじめ各方面からの利用依頼が多く寄せられている。しかし、これらの絵図には、関東一円の穢多身分・非人身分の人々を支配した弾左衛門の屋敷や車善七などの非人小屋をはじめ、当時差別された人々の居住地を描くものが少なくない。この点、絵図の閲覧は許可されるが、該当部分の撮影掲載や複刻は許可されないとのことである。これは、埼玉県立文書館の指定文書制度において、文書の筆写のみを許可することと相通じるだろう。

#### 四 まとめと展望

以上、埼玉県立文書館の指定文書制度を中心に、個人情報を含む文書館資料の閲覧利用をめぐる問題点について考えてきた。情報公開法制定以前における行政文書の非公開制度として設けられた指定文書制度は、近世被差別部落の文書群である「鈴木家文書」の寄託と閲覧提供を機に限定利用の要領が確立され、現在は個人情報にかかる文書の閲覧制限及び利用のシステムとして機能している。

他館の事例の検討では、行政文書の閲覧制限に関する制度の整備状況が確認できたが、古文書については現在も整備が進んでいるとは言い難い。この点、埼玉県立文書館の指定文書制度は、文書館資料の閲覧制限及び利用に関する試みの一つとして、他館にも何らかの参考になり得るのではないか。

但し、社会環境の変化に伴う諸制度の整備により、その制度 자체も

いくつもの問題点が指摘できた。それらの解決策を大きくまとめる

と、第一に「細則」自体の改訂を必要とするもの（指定解除規定の整備、様式の改訂ほか）、第二にマニュアルの整備を必要とするもの（目録記述の指針策定ほか）、第三に方針決定の際に物理的な手当を必要とするもの（個々の指定文書の見直し、マスキングによる閲覧提供の可否とその手段ほか）になる。これらは現在、館内の議論と解決へ向けて準備中である。

最後に、個人情報を含む古文書を取り扱う上で、今後特に考慮すべ

き点を考えたい。京都府総合資料館では、行政文書に引き続き、古文書における個人情報の取扱いを検討中だが、その際、文書群の整理及び目録作成にあたり寄贈・寄託者に対する内容説明を重視すべきと考えているという。これは、古文書における個人情報の取扱いのみならず、近年意識が高まってきた権利保護の観点からも重要であり、また文書館施設と寄贈・寄託者との信頼関係を醸成する上でも是非考慮すべき点だろう。

公文書館法第二条は、国及び地方公共団体における歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の必要性を訴えている。そこには古文書も含まれており、地域の文書館施設は公文書との古文書の両者を包括して、初めて「文書記録保存活用センター」<sup>19)</sup>の機能を全うできると言えよう。そのためにも、個人情報を含む文書館資料の取り扱いを策定することを通じて、今後の文書館機能の強化につなげたい。

#### 註

(1) 水口政次「公文書の閲覧制度と公開制度とのかかわりについて」『大和市史研究』一二（一九八六）、二三一一八頁。

(2) 小暮隆志「公文書受け入れに関する一考察」『双文』一一（群馬県立文書館、一九九四）、四一一八〇頁。のち「群馬県立文書館における公文書受け入れ・公開の現状と課題」へ改稿して、安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』（北海道大学図書刊行会、一九九六）、三九三一四四二頁に収録。

- (3) 公文書課「閲覧制限アンケートの回答結果分析」『秋田県公文書館研究紀要』三（一九九七）、八五一—〇二頁。
- (4) 佐藤隆「公文書の評価選別と公開非公開の基準についての試論」『秋田県公文書館研究紀要』四（一九九八）、三七一六〇頁。
- (5) 渡辺佳子「文書館における個人情報の取り扱いを考える」『Net Work』一〇（全史料協近畿部会、一九九七）、八一九頁。
- (6) 渡辺佳子「文書館等における個人情報の取り扱いを考える」『記録と史料』九（全史料協、一九九八）、一四一三〇頁。
- (7) 梅村郁夫「文書館と基本的人権」『記録と史料』四（全史料協、一九九三）、八六一八九頁。
- (8) 伊藤然「歴史的公文書の非公開をめぐって」『アーキビスト』五九（全史料協関東部会、二〇〇三）、九一一〇頁。なお伊藤氏は、「歴史的公文書の非公開をめぐって一個人情報を中心に」『記録と史料』一四（全史料協）、二〇〇四、一一二二頁において、本稿とは異なる視点から、壬申戸籍の表示請求問題などを詳細に論じている。
- (9) 新井浩文「地域社会と文書館」地方史研究協議会編『二一世紀の文化行政』（名著出版、二〇〇一）、九八頁を参照。
- (10) 佐藤進一『新版古文書学入門』（法政大学出版局、一九九七）、一一三頁を参照。
- (11) 大正一四年（一九二五）九月二九日付財團法人中央社会事業協会長から内務大臣あて「融和事業ノ徹底ニ関スル請願」に対する、大正一五年（一九二六）一月一八日付司法次官回答。請願では、壬申戸籍の身分呼称記載が人権侵害を引き起こすため、現存分の戸籍を改写して原本を焼却するよう求めていた。ちなみに、当時の中央社会事業協会長は渋沢栄一である。

- (12) 昭和四三年（一九六八）三月二九日付民事甲第七七七号民事局長通達「明治五年式戸籍（壬申戸籍）の保存等について」。
- (13) ここでは「死者の個人情報に係る開示請求の取扱いに関する報告書」（東京都個人情報保護委員会、一九九七）を参照した。
- (14) 註(13)前掲書、三頁を参照。
- (15) 註(13)前掲書、九頁を参照。
- (16) 『神奈川県立公文書館規程集』（一九九六）、七六頁。「神奈川県立公文書館条例及び同施行規則の解釈及び運用の基準」による。
- (17) 註(16)前掲書、九〇頁を参照。
- (18) ちなみに【資料4】の「助左衛門文書」は、近世被差別部落関係の文書群である。
- (19) 埼玉県立文書館の一般向けリーフレットで採用したキャッチコピーである。
- [付記]** 本稿は、国立公文書館主催の平成一五年度公文書館専門職員養成課程における修了論文「個人情報を含む歴史的公文書等の閲覧利用をめぐる問題点－埼玉県立文書館の指定文書制度を中心に－」を一部改稿したものである。修了論文及び本稿の執筆にあたっては、左記の方々から、御多忙にもかかわらず多くの御教示を賜ることができた。筆者の力量不足ゆえ、お教えいただいた内容は必ずしも生かしきれていないが、今後の業務の中に反映させていく所存である。末筆な

がら、ここに御紹介して謝意を表したい。

石原一則氏、小松郁夫氏（以上、神奈川県立公文書館）、川木田修氏、水口政次氏（以上、東京都公文書館）、渡辺佳子氏、山田洋一氏（以上、京都府総合資料館）、重田正夫氏、原由美子氏（以上、埼玉県立文書館）、本井晴信氏（新潟県立文書館）。

### 指定文書に関する細則

昭和五十二年八月二十七日  
埼玉県立文書館細則第一号

#### （目的）

第一条 この細則は、埼玉県立文書館管理規則（昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第十一号）第六条および第十七条の規定に基づき埼玉県教育委員会が特に指定する文書（以下「指定文書」という。）の指定及び利用手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （指定文書）

第二条 指定文書の指定基準は、公開により人権侵害のおそれがあると認められる文書とする。

2 埼玉県立文書館長（以下「館長」という。）は、前項の基準により指定文書目録を作成して、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得るものとする。

#### （保管）

個人情報と閲覧利用（白井）

第三条 館長は、指定文書を、埼玉県立文書館内の特に指定した場所において、厳重に保管しなければならない。

#### （利用者の範囲）

第四条 指定文書を利用できる者は、学術研究のため当該文書を利用する者で、教育長が適当と認めた者とする。

#### （利用手続）

第五条 指定文書を利用しようとする者は、様式第一号の指定文書利用許可申請書を館長を経由して教育長に提出し、様式第二号の指定文書利用許可書の交付を受けなければならない。

#### 附 則

この細則は、昭和五十二年八月二十七日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十六年一月二十六日 埼玉県立文書館文書第四二六号）  
この細則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年五月三十一日 埼玉県立文書館文書第二二九号）  
この細則は、昭和五十八年六月一日から施行する。

附 則（平成十年九月一日 埼玉県立文書館文書第二九四号）  
この細則は、平成十年九月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月九日 埼玉県立文書館文書第二一九九号）  
この細則は、平成十五年九月九日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。

受付番号 \_\_\_\_\_

## 指定文書利用許可申請書

## 指定文書利用許可書

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長様

申請者住所

電話 \_\_\_\_\_

様

申請者氏名 年令 男 女  
勤務先・学校学年

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 

下記のとおり指定文書を利用したいので許可くださるよう申請します。指定文書の利用に当たっては、貴委員会の規則等及び次の事項を遵守いたします。

- 1 指定文書の内容について知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- 2 指定文書は、この申請書に記入した目的以外に使用しないこと。
- 3 指定文書による調査研究等を他に公表するときは、その内容を事前に連絡すること。
- 4 指定文書の調査研究によって、人権上の問題が生じたときはすべて申請者がその責任を負うこと。

記

## 注意事項

- 1 入館の際受付に提出してください。
- 2 他人に譲渡又は貸与はできません。
- 3 指定文書の利用に当たっては、次の事項を遵守してください。  
(1) 指定文書の内容について知り得た秘密を他に漏らさないこと。  
(2) 指定文書は、申請書に記入した目的以外には使用しないこと。  
(3) 指定文書による調査研究等を他に公表するときは、その内容を事前に連絡すること。  
(4) 指定文書の調査研究によって人権上の問題が生じたときは、すべて使用者がその責任を負うこと。

調査研究の主題			
利用希望文書名		冊数	
利用希望期日 備考	月	日から	月 日まで

期 間	月	日から	月	日まで
文書名				

## 文書館資料の利用に関する基準

### (利用の制限)

#### (趣旨)

第一条 この基準は、埼玉県立文書館（以下「文書館」という。）が管理する資料の利用に関する基本的な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この基準において、「文書館資料」とは文書館が管理する資料のうち、次に掲げる資料で、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ、又は公にすることが予定されているものをいう。

一 「歴史的資料の保存及び利用に関する規程」により、歴史的資料として引継ぎ又は移管を受けた公文書その他の記録（以下「歴史的資料」という。）

二 寄贈等により収集した資料

三 寄贈等により入手した刊行物

四 保管転換により受け入れた埼玉県作成の航空写真

五 文書館が作成した複製物

#### (利用)

第三条 文書館長（以下「館長」という。）は、文書館資料を整理し、目録を作成した後、利用に供するものとする。

ただし、次条に掲げる場合には、この限りでない。

第四条 館長は、次に掲げる範囲内で、文書館資料の利用を制限することができる。なお、館長はその制限にあたり、必要に応じて、引継ぎ又は移管した者と協議することができる。

一 第二条第一号に定める歴史的資料に、埼玉県情報公開条例（平成十二年十二月二十六日埼玉県条例第七十七号。以下「条例」という。）第十条の各号に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該歴史的資料の利用を制限すること。

二 第二条第二号に定める資料で、その全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人等から寄贈及び寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の利用を制限すること。

三 第二条第五号に定める資料で、その全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人等から複製の許可を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の利用を制限すること。

四 文書館資料の原本を利用することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は文書館において当該原本が現に使用されている場合（文書館における保存及び利用の開始のために必要な措置を行う場合を含む。）において、当該原本の利用の方法又は期間を制限すること。

2 館長は前項の各号に該当する資料がその理由に該当しなくなつ

たと認めるときは、速やかに利用に供するよう努めるものとする。

ただし、条例第十条第一号及び第二号に掲げる情報が記録されていると認められる場合においては、別表に掲げる範囲内で当該歴史的資料の利用を制限するものとする。

### 3 埼玉県立文書館管理規則第六条に規定する指定文書の利用は、

「指定文書に関する細則」の定めによる。

### （利用の方法）

第五条 文書館資料の利用は閲覧室で行うものとする。

ただし、館長が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 第二条第五号による複製物がある資料については、複製物による利用を原則とする。

### （文書館資料の撮影）

第六条 館長は文書館資料を利用した者の申請があつた場合において、必要があると認めた場合は、その者持参した撮影機器による撮影を許可するものとする。

### （文書館資料の複写）

第七条 館長は文書館資料を利用した者から申請があつたときは、その複写物を交付することができる。

2 前項の規定により複写物を交付する場合においては当該複写物の作成に要する費用は申請者が負担するものとする。

### （複写の制限）

第八条 館長は次に掲げる文書館資料については、第六条に規定する許可及び第七条第一項に規定する複写を制限することができると認められる資料

#### 一 著作権のある資料

#### 二 第四条第3項の指定文書

#### 三 破損等のおそれがあると認められる資料

#### 四 その他館長が撮影又は複写を不適当と認める資料

### 附 則

この基準は、平成一三年四月一日から施行する。

## 別表（第四条関係）

利用を制限する歴史資料に記録されている情報	該当する可能性のある情報の類型の例	経過年数
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密であって、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害 その他の健康状態	50年以上
法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）の営業秘密であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの。	不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第4項に規定する営業秘密	80年未満
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 門地 ロ 遺伝性の疾病、精神の障害 その他の健康状態 ハ 犯罪歴又は補導歴	80年以上
<p><b>備考</b></p> <p>1 該当する可能性のある情報の類型の例とは、この表の左欄にいう「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」、「営業秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の類型を例示したものであって、歴史的資料に記録されている情報に対するこの表の適用に当たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>2 経過年数とは当該情報が記録されている歴史的資料の完結年度の翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。</p>		

